

総務省所管独立行政法人の業務・マネジメントに関する意見募集において
提出された意見と考え方

総務省では、総務省所管独立行政法人の業務・マネジメントについて意見を募集した結果、以下の意見が寄せられました。

NO	意見の概要	考え方
1	<p>独立行政法人の会計監査人の公募については、専門的な能力・経験を有し、当該業務を確実に運営できる能力・実施体制があることを「適合証明書」として提出し、当該適合証明書の記載内容については入札参加資格の有無を判定する可否のみを判定するものとし、適合審査合格者が競争入札（最低価額方式）での入札を行う方法への改善を求めたい。</p>	<p>会計監査人の選定については、各独立行政法人の判断で、適正に行われているものと理解しております。御意見については、各独立行政法人に伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>統計センターの業務（製表業務や政府統計共同利用システムの運用管理など）の範囲をより具体的にわかりやすく規定・表示することにより、業務の肥大化などを防止するべきではないか。</p> <p>また、事業報告書には「受付整理事務」や「データチェック事務」を行っているがあるが、これらの事務は「製表業務」には含まれないのではないか。</p>	<p>独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）の業務については、独立行政法人統計センター法第10条において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国勢調査等の製表を行うこと。 ② 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。 ③ 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。 ④ ①～③に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。 ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 <p>と規定されています。さらに具体的な業務内容については、センターの中期目標や中期計画に規定しており、例えば「政府統計共同利用システムの運用管理」は、③の一環として行うことを中期目標に規定しています。</p> <p>また、①・②に規定する「製表」は、受付整理やデータチェック事務等、一連の製表作業を含む概念です。そのうち、例えばデータチェッ</p>

		<p>クについては、調査票の記入内容の矛盾等をチェックし、データの妥当性を審査するほか、データの不整合について補正を行うなど、製表の専門知識が必要な業務であり、「製表」に含まれます。</p>
	<p>民間委託する業務は、統計センターから委託するのではなく、国から直接委託した方が、効率的ではないか。</p>	<p>センターにおいては、製表業務の一部を民間委託しています。</p> <p>これらの業務については、これまでセンターに蓄積されてきた経験に基づき、民間事業者が実施することが効率的であると考えられることから、センターにおいて委託することとしているものです。</p> <p>御意見については、センターに伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>産業分類符号格付事務について、高い専門性を有するとあるが、どの点で難しいのか具体的に説明するべきではないか。</p>	<p>産業分類符号格付事務は、調査票に記入された事業の内容等から、当該事業がどの産業分類に属するのか判断する事務で、複雑多岐にわたる産業分類の基準はもとより、産業情報や商品に関する知識も必要となる事務です。</p> <p>御意見については、センターに伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。</p>